

資料

訳注 旧唐書刑法志 (四) (未定稿)

内田 智雄

高宗即位、遵貞觀故事、務在恤刑、嘗問大理卿唐臨、在獄繫之數、臨對曰、見囚五十餘人、惟二人合死、帝以囚數全少、怡然形於顏色、永徽初、勅太尉長孫無忌、司空李勣、左僕射于志寧、右僕射張行成、侍中高季輔、黃門侍郎宇文節、柳奭、右丞段寶玄、太常少卿令狐德棻、吏部侍郎高敬言、刑部侍郎劉燕客、給事中趙文恪、中書舍人李友益、少府丞張行實、大理丞元紹、太府丞王文端、刑部郎中賈敏行等、共撰定律令格式、舊制不便者、皆隨刪改、遂分格爲兩部、曹司常務、爲留司格、天下所共者、爲散頒格、其散頒格下州縣、留司格但留本司行用焉、

高宗^①が即位すると、貞觀の先例に従って、努めて刑をゆるやかにするように心がけた。あるとき大理卿の唐臨^②に、獄につながれている囚人の数をたずねた。唐臨は「現在の囚人は五十余人であるが、そのうちたゞ二人だけが死刑に該当している」と答えた。帝は囚人の数が大変に少ないので、よろこびの色を顔にあらわした。

永徽の初めに、太尉^③の長孫無忌^④、司空^⑤の李勣^⑥、尚書左僕射^⑦の于志寧^⑧、尚書右僕射^⑨の張行成^⑩、侍中の高李輔^⑪、黃門侍郎^⑫の字文節^⑬、柳奭^⑭、尚書右丞^⑮の段宝玄^⑯、太常少卿^⑰の令孤德棻^⑱、吏部侍郎^⑲の高敬言^⑳、刑部侍郎^㉑の劉燕客^㉒、給事中^㉓の趙文恪^㉔、中書舍人の李友益^㉕、少府丞^㉖の張行実^㉗、大理丞^㉘の元紹^㉙、太府丞^㉚の王文端^㉛、刑部郎中^㉜の賈敏行^㉝らに勅を下して、共に律令格式を撰定させ、旧来の制で適當でないものがあれば、いずれもそのつど削り改めさせた。

そこで、格を分けて二部となし、中央の尚書省各部局の日常の業務に関するものは留司格とし、天下共通に用いるものは散頒格とした。散頒格の方は州県に下し、留司格は当該の部局にのみ留めおいて用いさせた。

注

① 高宗。

名は治、太宗の第九子。貞觀十七年に皇太子承乾が廃せられ、これに代って皇太子となり、二十三年五月太宗が崩じ、六月に即位した。時に年二十三。弘道元年十二月、年五十六で崩じた。在位は(649—683)。

② 大理卿の唐臨。

大理卿については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇〇頁、注④参照。

唐臨、字は本徳、京兆長安の人。高祖のとき侍御史となり、高宗即位ののち大理卿となった。永徽元年(650)に御史大夫、ついで刑部尚書、また兵部・度支・吏部の三尚書を歴任したが、顯慶四年(659)に事に坐して潮州刺史に貶

せられて没した。年六十(600—659)。

③ 太尉。

秦漢では太尉は最高の武官で、その位は丞相に等しかった。然し隋唐では司徒・司空とともに三公として最高の官位を占めたが、特別の実務をもたない名譽職に過ぎなかった。

④ 長孫無忌。

訳注旧唐書刑法志(一)、八五頁、注②参照。

⑤ 司空。

注③参照。

⑥ 李勣。

字は懋功、曹州離狐の人。隋末に李密に従って唐の高祖に帰順し、のち英国公に封ぜられ、姓李氏を賜った。武徳年間にはしばしば武功を立て、太宗即位ののち并州都督に拜せ

られ、太子詹事、太常卿・同中書門下三品に累進し、高宗即位のち洛州刺史・開府儀同三司・同中書門下三品となつて政治の枢機に参し、永徽四年に司空となり、總章二年に年七十六(新唐書の依には八十六としている)をもつて没した(594—669)。

⑦ 尚書左僕射の于志寧。

尚書左僕射については、訳注旧唐書刑法志(一)、九九頁、注①参照。

于志寧、字は誦、雍州高陵の人。高祖率兵のとき唐に仕え、貞觀三年(629)に中書侍郎に累遷し、黎陽縣公となつた。高宗が皇太子のとき太子左庶子となり、侍中に遷り、永徽元年(650)に燕国公、二年に尚書左僕射・同中書門下三品、四年に致仕を請うて左僕射を解かれ、太子太師・同中書門下三品となつたが、のち罪をもつて職を免ぜられ、ついで榮州刺史、蕪州刺史に転じ、麟德二年に没した。年七十八(588—665)。

⑧ 尚書右僕射の張行成。

尚書右僕射については、訳注(一)、九九頁、注①「尚書左僕射」の項参照。

張行成、字は徳立、定州義豊の人。太宗に仕えて殿中侍御史となり、給事中、刑部侍郎、太子少詹事等を歴任して、貞觀二十三年(649)に侍中兼刑部尚書に遷り、高宗即位のち北平縣公、監修国史となり、永徽二年(651)に尚書右

僕射(旧唐書高宗本紀および列伝には尚書左僕射に作る)、ついで太子少傅を加えられて四年に没した。年六十七(587—654)。

⑨ 侍中の高季輔。

侍中については、訳注旧唐書刑法志(一)、九八頁、注⑦「納言」の項参照。

高季輔、名は憑、字の季輔をもつて行なわれた。德州(山東)の人。武徳の初めに唐に降り、貞觀の初め監察御史に進み、中書舍人に転じた。貞觀十七年(643)に太子右庶子、二十二年に中書令に遷り、監修国史を兼ね、衛縣公となった。永徽二年(651)に光祿大夫・行侍中・兼太子少保となり、年五十八で没した(594—651)。

⑩ 黄門侍郎。

門下省の次官で、侍中を助けて帝命を出納するなどの重要な政務を掌つた。

⑪ 宇文節。

伝は詳らかでないが、旧唐書高宗本紀永徽二年正月の条に、黄門侍郎平昌縣公宇文節が、銀青光祿大夫を加えられ、旧によつて同中書門下三品であったこと、また同三年三月に侍中となつたことを記し、同四年二月の条には、侍中兼太子詹事宇文節が、房玄齡の次子遺愛の謀反のことに坐して、桂州に流されたことを記している。

⑫ 柳奭。

字は子邵、蒲州解の人。貞觀中に中書舍人となり、外孫の

王氏（のちの高宗の廢后）が皇太子妃となったので兵部侍郎に擢んぜられ、妃が皇后となると中書侍郎に遷り、永徽二年（651）褚遂良に代って中書令となったが、皇后が疎んぜられるにいたって吏部尚書に転じ、皇后が廢されると愛州刺史に貶せられた。ついで許敬宗・李義府らの讒により、朋党して大逆を謀るとせられ、高宗の使者によって愛州で殺された（659）。

⑬ 尚書右丞。

尚書左・右丞は、左・右僕射に次ぐ官で、尚書省の諸司を分擔管轄し、百官の不正を糾察することを任とした。

⑭ 段宝玄。

伝は詳らかでない。刑法志後文の永徽三年の条には、「太中大夫・守大理卿段寶玄」とあり、唐會要（卷三九）の永徽二年の条には「大理卿段寶玄」とある。

⑮ 太常少卿。

太常寺の次官で、太常卿を助けて國家の礼樂祭祀のことを掌った。

⑯ 令孤德棻。

宜州華原の人。高祖拳兵のときに仕え、武德元年（618）に起居舎人、五年に秘書丞となり、侍中の陳叔達らと芸文類聚を撰し、貞觀三年（629）に周史の編纂を命ぜられ、六年（633）に礼部侍郎・兼修國史・彭城男となり、十年に周史が成り、十一年に新礼を修めて、爵は子に進められ、十五

年に太子右庶子となったが、皇太子承乾が廢されるとともに除名せられた。十八年に雅州刺史となったが、公事によって免ぜられ、改めて晉書編修の主任となり、書が成って秘書少監に叙せられた。永徽元年（650）詔によって律令を撰し、再び礼部侍郎となり、弘文館學士を兼ね、ついで太常卿、四年に國子祭酒に遷り、貞觀十三年以後の実録三十卷を修め、功によって爵は公に進められ、龍朔二年（662）に致仕し、乾封元年に没した。年八十四（633—662）。

⑰ 吏部侍郎。

吏部尚書に次ぐ官で、天下の官吏の選授、勲封、考課などに關することを掌った。

⑱ 高敬言。

伝は詳らかでない。

⑲ 刑部侍郎。

刑部尚書に次ぐ官で、法律や裁判などに関することを掌った。

⑳ 劉燕客。

伝は詳らかでない。

㉑ 給事中の趙文恪。

給事中については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇〇頁、注⑥参照。

趙文恪の伝は詳らかでない。

㉒ 中書舎人の李友益。

中書舎人については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇〇頁、注

⑦参照。

李友益の伝は詳らかでない。

②③ 少府丞。

少府監に属し、監・少監に次ぐ官。少府については訳注旧唐書刑法志(三)、一三九頁、注⑧参照。

②④ 張行実。

伝は詳らかでない。

②⑤ 大理丞の元紹。

大理丞については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇二頁、注⑫参照。

元紹の伝は詳らかでない。

②⑥ 太府丞。

太府寺に属し、卿・少卿に次ぐ官。太府については訳注旧

唐書刑法志(三)、一三九頁、注⑦参照。

②⑦ 王文端。

伝は詳らかでない。

②⑧ 刑部郎中。

刑部尚書・侍郎に次ぐ官。本稿六三頁、注⑩「刑部侍郎」参照。

②⑨ 賈敏行。

伝は詳らかでない。

③⑩ 共に律令格式を撰定させ。

唐会要(卷三九)によると、これが完成して奏進されたのは、永徽二年閏九月十四日のことであり、その巻数については、律は十二卷、令は三十卷、式は四十卷とある。

なお唐大詔令集(卷八二)には、永徽二年九月の「頒行新律詔」を載せている。

三年詔曰、律學未有定疏、毎年所舉明法、遂無憑準、宜廣召解律人、條義疏奏聞、仍使中書門下監定、於是太尉趙國公無忌、司空英國公勣、尙書左僕射兼太子少師監修國史燕國公志寧、銀青光祿大夫刑部尙書唐臨、太中大夫守大理卿段寶玄、朝議大夫守尙書右丞劉燕客、朝議大夫守御史中丞賈敏行等、叅撰律疏、成三十卷、四年十月奏之、頒于天下、自是斷獄者、皆引疏分析之、

永徽三年^①に詔を下していうには、「律学に關してはまだ定まった疏^②が存していない。毎年、明法^③の科に應ずる者は、そのため、法律解釈の拠りどころとすべき標準をもたない。故に法律を解する人を広く招き、律文の義疏^④を作らせて、これを奏進せよ」と。そこで、これを中書と門下に監修させることにした。

かくて太尉・趙国公の長孫無忌、司空・英国公の李勣、尚書左僕射・兼太子少師・監修国史^⑥・燕国公の于志寧、銀青光祿大夫・刑部尚書の唐臨^⑧、太中大夫・守大理卿^⑩の段宝玄、朝議大夫^⑪・守尚書右丞の劉燕客、朝議大夫・守御史中丞^⑫の賈敏行らが、相共に律の疏を撰定して三十卷に仕上げ、四年十月にこれを奏進して、天下に頒行した。これからのち裁判に當る者は、みな疏を引用して法の解釈をはっきりさせた。

注

① 永徽三年。

② 唐会要（卷三九）には三年五月の詔とされている。

③ 疏。

④ 疏とは疏通の意で、注疏、義疏などという「疏」であって、本文や注の意義を明らかにしたものをいう。

⑤ 明法。

⑥ 唐の科挙すなわち官吏登用試験の一科目で、法律に関するもの。また、この試験に及第した者も明法とよばれる。

⑦ 義疏。

⑧ 前の注②参照。

⑨ 太子少師。

⑩ 太子少師は少傅・少保とともに「三少」とよばれる。「三

少」は太子三師（太師・太傅・太保）に次ぐ官で、三師を助けて皇太子の補導を掌った。

⑥ 監修国史。

国史を編纂する史官は、隋および唐初は秘書省の著作局に属していたが、著作局が廃止せられた貞觀三年以後、宰相が多く国史の編纂をするようになった。故にこれを監修国史という。

⑦ 銀青光祿大夫。

漢の武帝の時、秦の中大夫を改めて光祿大夫となし、宮中の顧問の役としたが、隋以後は散官となった。銀青とは銀印青綬のことで、金印紫綬の金紫光祿大夫に対していう。

⑧ 刑部尚書の唐臨。刑部尚書は、天下の刑法および徒隸を掌り、閹禁の政令を句覆することを職とした。唐初、隋制

を承けて刑部尚書といい、龍朔二年に司刑太常伯、咸亨元年に刑部尚書、光宅元年に秋官尚書と改め、神龍元年に刑部尚書に復した。唐臨の伝は、本稿六一頁、注②参照。

⑨ 太中大夫。

秦漢以来論議を掌る官であったが、隋以後は散官となった。

⑩ 守大理卿。

「守」は官位の低い者が、官位の高い職務に就く場合にある。大理卿については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇〇頁、注④参照。

永徽五年五月、上謂侍臣曰、獄訟繁多、皆由刑罰枉濫、故曰、刑者成也、一成而不可變、末代斷獄之人、皆以苛刻爲明、是以秦氏網密秋荼、而獲罪者衆、今天下無事、四海乂安、欲與公等共行寬政、今日刑罰得無枉濫乎、無忌對曰、陛下欲得刑法寬平、臣下猶不識聖意、此法弊來已久、非止今日、若情在體國、即共號癡人、意在深文、便稱好吏、所以罪雖合杖、必欲遣徒、^(一)理有可生、務入於死、非憎前人、陷於死刑、陛下矜而令放、法司亦宜固請、但陛下喜怒、不妄加於人、刑罰自然適中、上以爲然、

校 (一) 徒。百衲本には「徙」に作る。

永徽五年^①五月に、帝は侍臣たちに次のようにいった。

「裁判がむやみに多いのは、みな刑罰を不当に乱用するからである。故に『刑とは成るといふことで、一たび成れば変えることのできないものである』といわれている。^②然るに、乱れた末世の裁判をつかさどる人たちは、いずれも

⑪ 朝議大夫。

隋の時に置かれた散官。

⑫ 守御史中丞。

御史中丞は御史大夫に次ぐ官で、百官の非違を弾劾することを任とした。「守」については注⑨参照。

⑬ 四年十月。

唐会要(卷三九)には「四年十月九日」としており、冊府元龜(卷六六)には「四年十一月九日」としている。

苛酷であることをもってりっぱな裁判としている。それ故、かの秦のときは、法網が秋の荼にかなよりも細密で、罪にかかる者が多かった。ところが、いま天下は無事で四海は平安である。だから公らと共に寛大な政治を行ないたいと思う。今日、刑罰が、不当に乱用されているおそれはないであろうか」と。長孫無忌は次のように答えた。

「陛下は刑法が寛大公平であることを願っておられるが、臣下はまだ聖慮のほどを十分に知っていない。これは、法が久しい以前から正しく行なわれていないためで、決して今日に始まったことではない。もし役人が、国の政治を正しく行なおうと心がければ、人は皆これを馬鹿者と呼び、もし法を厳しく適用しようと努めれば、人はこれを良い役人と呼ぶ。だからこそ、罪は杖刑に該当する場合でも、必ずこれを徒刑にしようとし、道理の上からいえば、生かしておくべきであるのに、しいて死刑に入れようとするのであって、その人を憎んで死刑におとし入れるわけではない。このような場合には、陛下は憐憫をたれてその刑を除くようにせられ、法官もまたそのことを強く請うべきである。陛下が喜怒の情をみだりに人に加えさせなければ、刑罰はおのずから適正を得るようになるであろう」と。帝はこれをもっともな意見とした。

注

① 永徽五年。 654.

② 『刑とは成るといふことで、一たび成れば變えることのできないものである』といわれている。

これは礼記王制に、「刑者柵也、柵者成也、一成而不可變、故君子盡心焉」とあるのにもとづく。その意味は、刑とは

柵(形)で、柵とは形を成すといふことであり、刑罰(肉刑)によつて一たび成つた形体は、もとのおりにかえすことはできない、といふことである。但し刑法志では、必ずしも原意によらず、「刑とは成るといふことで、一たび刑法ができあがれば、ほしひまゝに變改枉濫することはできない」という意に用いているのかも知れない。

永徽六年七月、上謂侍臣曰、律通比附、條例太多、左僕射志寧等對、舊律多比附斷事、乃稍難解、科條極衆、數至三千、隋日再定、惟留五百、以事類相似者、比附科斷、今日所停、即是叅取隋律修易、條章既少、極成省便、

永徽六年^①七月に、帝は侍臣たちに「律は類推解釈ができるものであり、その条数は多きを要しないのであるから、今の律文の条数は多きにすぎる」といった。尚書左僕射の于志寧らが答えていうのには、「昔の律は、条文の類推解釈を行なって判決することが多く、そのため次第にわかりにくくなっていった。そして律の条数がきわめて多くなり、その数は三千条にも達した。それで、隋のときにあらたに定めなおして、たゞ五百条だけにとどめ、事件の性質の相似たものは、類推解釈によって判決することにした。現在存置している律は、隋律を参酌して修訂したもので、条文もすでに少なく、甚だ簡便なものとなっている」と。

注

① 永徽六年。 655.

② 隋のときにあらたに定めなおして。

隋の高祖の開皇三年(583)に、蘇威・牛弘らに勅して新律を撰定させ、五百条、十二卷とした。

龍朔二年、改易官號、因勅司刑太常伯源直心、少常伯李敬玄、司刑大夫李文禮等、重定格式、惟改曹局之名、而不易篇第、麟德二年奏上、至儀鳳中、官號復舊、又勅左僕射劉仁軌、右僕射戴志德、侍中張文

瓘、中書令李敬玄、右庶子郝處俊、黃門侍郎來恒、左庶子高智周、右庶子李義琰、吏部侍郎裴行儉、馬戴、兵部侍郎蕭德昭、裴炎、工部侍郎李義琛、刑部侍郎張楚金、部郎中盧律師等、刪緝格式、儀鳳二年二月九日、撰定奏上、

龍朔二年^①に、各官庁および百官の名称を改めた^②。それで司刑太常伯の源直心^③、司刑少常伯の李敬玄^④、司刑大夫の李文礼ら^⑦に勅を下して、格と式とを改定させたが、たゞ部局の名称を改めただけで、篇次はかえなかった。それを麟徳二年^⑧に奏進した。

儀鳳年間^⑨になって官名が旧に復したので、また尚書左僕射の劉仁軌^⑩、尚書右僕射の戴志徳^⑪、侍中の張文瓘^⑫、中書令の李敬玄、太子右庶子の郝處俊^⑬、黃門侍郎の來恒^⑭、太子左庶子の高智周^⑮、太子右庶子の李義琰^⑯、吏部侍郎の裴行儉^⑰、馬戴^⑱、兵部侍郎の蕭德昭^⑲、裴炎^⑳、工部侍郎の李義琛^㉑、刑部侍郎の張楚金^㉒、部郎中の盧律師ら^㉓に勅を下して、格と式とを削り改めさせた。そしてそれを、儀鳳二年二月九日に撰定して奏進した。

注

① 龍朔二年。

② 旧唐書本紀によると、龍朔二年(662)二月甲子のこととしている。

③ 各官庁および百官の名称を改めた。

④ たとえば尚書省を中台、門下省を東台、中書省を西台、

左・右僕射を左・右匡政、左・右丞を肅機、侍中を左相、中書令を右相、六部の尚書を太常伯、侍郎を少常伯など、その他二十四司、御史台、九寺、七監、十六衛等の官名を改めたが、その職務内容にはかわりはなかった。

⑤ 司刑太常伯の源直心。
⑥ 司刑太常伯は刑部尚書のこと。刑部尚書については、本稿

六六頁、注⑧参照。源直心の伝については、訳注旧唐書刑法志(三)、一三六頁、注⑫参照。

④ 司刑少常伯。

刑部侍郎のこと。刑部侍郎について、本稿六三頁、注⑬参照。

⑤ 李敬玄。

亳州譙の人。高宗の總章二年(669)に西台侍郎、同東西台三品となり、儀鳳元年(676)に劉仁軌に代って中書令となった。永淳元年、年六十八で没した(615—682)。

⑥ 司刑大夫。

刑部郎中のこと。刑部郎中については、本稿六四頁、注⑭参照。

⑦ 李文礼。

伝は詳らかでない。

⑧ 麟徳二年。665。

⑨ 儀鳳年間。

唐会要(卷三九)には「儀鳳二年」に作っている。儀鳳は高宗の年号、676—679。

⑩ 官名が旧に復したので。

官名が旧に復したのは、これよりさき咸亨元年(670)のことである。

⑪ 戴志徳。

戴志徳は戴至徳[△]の誤り。新・旧唐書本伝、唐会要(卷三九)、冊府元龜(卷六一二)には、いずれも戴至徳に作っている。

相州安陽の人。乾封(666—668)中に西台侍郎・同東西台三品に累遷し、ついで戸部尚書・同中書門下三品、咸亨(670—673)年間に尚書右僕射となり、儀封四年(679)に没した。

⑫ 張文瓘。

貝州武城の人。貞観の初め明経にあげられ、龍朔年間(661—663)に累遷して東西台舍人、ついで東台侍郎・同東西台三品となった。のち大理卿に遷り、上元二年(675)に侍中兼太子賓客となり、儀鳳二年に年七十三で没した(605—677)。

⑬ 中書令。

中書省の長官。中書令は隋には内書令、武徳年間に内史令、ついで中書令に改められ、龍朔二年(662)に西台右相、咸亨元年(670)に旧名に復して中書令となったが、光宅以後も度々名が改められて、至徳二年(757)に中書令に復した。中書令は門下省の侍中とともに、事実上の宰相の任にあった。

⑭ 太子右庶子。

太子庶子は漢以来の官名で、隋にいたって左・右庶子に分けられた。右庶子は太子の左右に侍従し、太子の天子への上奏文起草進達し、また太子の令旨の宣下を掌った。

⑮ 郝勉俊。

安州安陸の人。貞観年間に進士にあげられ、累遷して吏部

侍郎となり、総章二年(659)に東台侍郎、ついで東西台三品となった。上元の初めに中書令、儀鳳二年(677)に加金紫光禄大夫・行太子左庶子、四年(679)に侍中、のち太子少保に遷り、開耀元年に年七十五で没した(607—681)。

なお刑法志には「右庶子」とあるが、旧唐書本伝には「行太子左庶子」とあり、新唐書本伝には「兼太子左庶子」とある。

⑩ 来恒。

揚州江都の人。隋の榮国公来護兒の子で、弟の濟とともに学行をもって知られた。上元(674—676)年間に黄門侍郎・同中書門下三品となり、儀鳳三年(678)に没した。

⑪ 太子左庶子。

左庶子は太子の左右に侍して、その礼儀を補佐し、天子への上奏文の内容の当否を検討し、その封題の形式を検査することを掌った。注⑩「太子右庶子」参照。

⑫ 高智周。

常州晋陵の人。年少にして進士にあげられ、咸亨二年(671)に正諫大夫、ついで黄門侍郎・同中書門下三品となった。

永淳二年に年八十二で没した(602—683)。

⑬ 李義琰。

魏州昌楽の人。年少にして進士にあげられ、上元(674—676)年間に中書侍郎、さらに太子右庶子、同中書門下三品なとり、垂拱四年(688)に没した。

⑭ 裴行儉。

字は守約、絳州聞喜の人。貞観中に明経にあげられ、顕慶二年(657)に長安令となった。総章(668—670)年間に司刑少常伯、咸亨の初めに改めて吏部侍郎となる。官吏の選任にあたること十余年、その能名をもって知られた。のち礼部尚書・檢校右衛大將軍となり、永淳四年に年八十四で没した(619—682)。

⑮ 馬載。

新唐書本伝および芸文志には「馬載」に作っている。

馬載は博州茌平の人。馬周の子で、咸亨(670—674)年間に司列少常伯となり、裴行儉とともに官吏の選任を分掌し、裴・馬と並び称され、のち雍州刺史となって没した。

⑯ 兵部侍郎。

兵部尚書につぐ官。天下の軍營および武官の選任を掌った。

⑰ 蕭德昭。

伝は詳らかでない。

⑱ 裴炎。

字は子隆、絳州聞喜の人。明経にあげられ、のち兵部侍郎、中書門下平章事、侍中、中書令に累遷し、則天武后に大政を返還せしめることを中宗に直諫し、そのため光宅元年(684)に則天によって斬られた。

⑲ 工部侍郎。

工部尚書につぐ官。天下の百工・屯田・山沢に關すること

を掌った。

②6 李義琛。

義琛の従兄弟。永淳(682)の初めに雍州長史となり、のち

梁州都督、岐州刺史となって没した。

なお唐会要(卷三九)には「工部侍郎李義琛[△]」に作って
いる。

②7 張楚金。

并州祁の人。進士にあげられ、高宗のとき刑部侍郎となり、

②8 盧律師。

伝は詳らかでない。

②8 部郎中。

新唐書藝文志には「金部郎中」に作るが、唐会要(卷三九)
は「右司郎中」に、冊府元龜(卷六一二)は「兵部侍郎」に
作っている。

先是詳刑少卿趙仁本、撰法例三卷、引以斷獄、時議亦爲折衷、後高宗覽之、以爲煩文不便、因謂侍臣曰、
律令格式、天下通規、非朕庸虛所能創制、並是武德之際、貞觀已來、或取定宸衷、叅詳衆議、條章備舉、
軌躅昭然、臨事遵行、自不能盡、何爲更須作例、致使觸緒多疑、計此因循、非適今日、速宜改轍、不得
更然、自是法例遂廢不用、

これよりさき、詳刑少卿の趙仁本^①は『法例』三卷^②を著わし、これにもとづいて判決を行なっていたが、当時の世論
もまた妥当と考えていた。そのうち高宗がこの書を見て、いたずらに煩雜を増すばかりで用に適しないと考え、そこ
で侍臣に語って次のようにいった。

「律令格式は天下に通ずる普遍的な法規であって、朕のように凡庸無知な者の制定し得るところではない。それら

はいずれも、武徳の際や貞観以後、制定に際して天子の裁断を仰ぎ、衆議を十分に斟酌して作られたもので、必要な条文は完全に備わっており、守るべき条理は明白に示されている。ただ事に臨んでこれを運用しさえすれば、如何なる場合にも対処できないことはない。どうしてさらに法例を作り、ことごとに疑問を多くさせるようにする必要があらうか。このことを考えてみると、従来のやり方を踏襲するのは、今日の時宜に適したものではない。速かに従来のやり方を改むべきで、依然としてこのような状態をつづけることは許されないと。これによって『法例』は廃されて用いられなくなった。

注

① 詳刑少卿。

大理少卿のこと。大理卿につぐ官。大理卿については、訳注旧唐書刑法志(一)、一〇〇頁、注④参照。唐初の大理寺は、龍朔二年(662)に詳刑寺と改められ、咸亨元年(670)にまた大理となり、光宅元年(684)に司刑寺、神龍元年(705)に旧に復して大理寺となった。

② 趙仁本。

陝州河北の人。太宗のとき殿中侍御史に累遷し、高宗の乾

封(666—668)年間に東台侍郎・同東西台三品、ついで司刑少常伯・同東西台三品となったが、許敬宗に陥られて尚書右丞となり、知政事を罷められ、咸亨(670—674)の初めに没した。

③ 『法例』三卷。

趙仁本「法例三卷」は、旧唐書経籍志には見えないが、新唐書芸文志には「法例二卷」とある。なお旧唐書経籍志および新唐書芸文志には、他に崔知悌の「法例二卷」も著録されている。

則天臨朝、初欲大收人望、垂拱初年、令鎔銅爲匱、四面置門、各依方色、共爲一室、東面名曰延恩匱、上賦頌、及許求官爵者、封表投之、南面曰招諫匱、有言時政得失、及直言諫諍者投之、西面曰申冤匱、

有得罪冤濫者投之、北面曰通玄甌、有玄象災變、及軍謀祕策者投之、每日置之於朝堂、以收天下表疏、既出之後、不逞之徒、或至攻訐陰私、謗訕朝政者、後乃令中書門下官一人、專監其所投之狀、仍責識官、然後許進封、行之至今焉、

則天武后^①が政治を行なうようになり、その当初、大いに人望を得ようと考えて、垂拱の初年^②に、銅を鎔^{とく}して一つの甌^{ほこ}を作らせ、その四面に投入口を設け、おのおのその方角を示す色を塗り^③、それぞれが一室になるようにした^④。東面の室を名づけて延恩甌^{えんおんき}といふ、賦頌^⑤を天子にたてまつったり、また官職や爵位を得ようとする者が、上表文に封をしてこの甌に入れることを許した。南面の室を招諫甌^{しょうかんき}といい、当今の政治の得失を論じたり、天子に直言諫争したりする者があれば、この甌に入れさせた。西面の室を申冤甌^{しんえんき}といい、罪を科せられて、無実であったり不当であったりした者があれば、この甌に入れさせた。北面の室を通玄甌^{つうげんき}といい、異常な天体現象や異変災害を見つけた者や、軍事上の計略や秘策をもつ者があれば、この甌に入れさせた。毎日この甌^⑥を朝堂において、天下の人士の上表を受け入れることにした。ところが、この令が出されてからのちは、不逞の徒が、個人の秘密をあばいたり、政治を誹謗したりする者があらわれたので、そのうち、中書・門下の役人一人に、投入される書状の監督にあたらせ^⑦、投入する本人に識官^⑧を問いただした上で、始めて封をした上表文をたてまつることを許すようにした^⑨。この制度は今にいたるまで行なわれている^⑩。

注

① 則天武后。

姓は武、名は曩しやう。并州文水の人、高宗の後。初め太宗に召されて宮中に入り、太宗の崩後は尼となって寺に入った。

高宗は再びこれを宮中に入れ、王皇后を廃して武氏を皇后としたが、高宗が病弱なため国政は悉く武後の掌るところとなった。弘道元年(880)に高宗が崩ずると、中宗を廢して国号を周と改め、唐の宗室につながる者を大いに殺戮し、淫虐をほしいままにし、酷吏を任用したが、他方、武後の政略と名宰相の登用とによって、相当な治績をあげることができた。然し晩年は朝政が乱れ、迫られて中宗に位を譲り、ついで没した。時に神龍元年、年八十三(684—705)。

② 垂拱の初年。

旧唐書則天武后紀は、以下のことがらを垂拱二年(686)三月のこととしている。

③ おのおのその方角を示す色を塗り。

古来、四方をあらわす色として、東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒(玄)とされている。

④ それぞれが一室になるようにした。

通鑑(卷二〇三)によると、この甌を作ることを武后に進言した魚保華の上書に、「その器は共に一室をなす。中に四つの隔たてあり、上に各々竅あなありて、以て表疏を受く。入るべくして出すべからず」とある。

⑤ 賦頌。

天子の盛徳を賞め称える詩や韻文。

⑥ 朝堂。

訳注旧唐書刑法志(三)、一五〇頁、注⑭参照。

⑦ 中書・門下の役人一人に、投入される書状の監督にあたらせ。

通鑑(卷二〇三)には、「正諫・補闕・拾遺一人に命じて、これを掌らしむ」とある。

⑧ 識官。

その職掌を詳らかにしない。胡三省は通鑑(卷二〇三)に注して、「識官はなお今の保識のごとし」といつているが、「保識」もまた明らかでない。

⑨ 投入する本人に識官を問いただした上で、始めて封をした上表文をたてまつることを許すようにした。

通鑑(卷二〇三)に、「先づ識官を責めて、乃ち表疏を投ずるを聴ゆす」とあるのを参照して、上記のように訳した。

⑩ この制度は今にいたるまで行なわれている。

「今にいたるまで」というのは、おそらく刑法志述作の時点を指すのではなく、刑法志の撰者が依拠した資料の文をそのままここに書き写したものである。但し歴史的事実としては、この延甌や招諫甌を設ける制度は、宋の頃まで続いていたようである(宋史太宗紀、高錫伝参照)。

則天又勅内史裴居道、夏官尚書岑長倩、鳳閣侍郎韋方質、與刪定官袁智弘等十餘人、刪改格式、加計帳及勾帳式、通舊式成二十卷、又以武德已來、垂拱已後詔勅、便於時者、編爲新格二卷、則天自製序、其二卷之外、別編六卷、堪爲當司行用、爲垂拱留司格、時韋方質、詳練法理、又委其事、及咸陽尉王守慎、又有經理之才、故垂拱格式、議者稱爲詳密、其律令惟改二十四條、又有不便者、大抵依舊、

校 (一) 又。百衲本には「文」に作る。

則天武后はまた勅を下して、内史^①の裴居道^②、夏官尚書^③の岑長倩^④、鳳閣侍郎^⑤の韋方質^⑥と、刪定官^⑦の袁智弘^⑧ら十余人に、格と式とを改定させ、計帳式^⑨と勾帳式^⑩とを加え、旧来の式とあわせて二十卷とした^⑪。また武德以來、垂拱以後^⑫の最近にいたるまでの詔勅で、時宜に適しているものを編輯して新格二卷^⑬となし、則天武后がみずからその序文を作った。この二卷のほかにも、当該の部局の使用に供すべきものを別に編輯して六卷とし、それを垂拱留司格^⑭とした。この時、韋方質は法理に精通しており、しかも格式改定のことを委ねられていた。その上、このことにたずさわった咸陽尉^⑮の王守慎^⑯も、また事務処理の才能があった^⑰。こういうわけで、垂拱の格式は、当時の識者から精密であると評された。

律令^⑱については、ただ二十四条を改正しただけで、旧来の律令の条文には適當でないものがあつたけれども、ほとんど旧に従った。

注

① 内史。

中書令のこと。則天武后の光宅二年(685)に中書を改めて鳳閣となし、中書令を内史とした。のち中宗の神龍元年(705)に再び旧名に復した。中書令については、本稿〇〇頁、注⑬参照。

② 裴居道。

伝は詳らかでない。訳注旧唐書刑法志(四)、一三七頁、注⑰参照。

③ 夏官尚書。

兵部尚書のこと。天下の軍營および武官の選任を掌った。高宗の龍朔元年(661)に兵部尚書を司戎大常伯と改め、咸亨元年(670)に兵部尚書に復し、則天武后の光宅元年(684)に夏官尚書と改めたが、中宗の神龍元年(705)に兵部尚書に復した。

④ 岑長倩。

南陽棘陽の人。高宗の永淳(682-683)中に兵部侍郎・同中書門下平章事となり、則天武后の垂拱(685-688)の初めに夏官尚書から内史に遷り、文昌右相(尚書右僕射)、鄧国公となった。天授二年(691)に武承嗣を立てて皇太子とするの議に反対して誅された。

⑤ 鳳閣侍郎。

中書侍郎のこと。中書令に次ぐ官。中書令については、本

稿七〇頁、注⑱、また七七頁、注①参照。

⑥ 韋方質。

雍州万年の人。光宅(685)初年に鸞台侍郎(門下侍郎)、地官尚書、同鳳閣鸞台平章事などの官にあった。当時、他の宰相たちは武氏の権勢をおそれて、ことごとくこれに追従したが、方質は節を曲げることをしなかった。ために酷吏の周興・来子珣に陥られ、儋州に流されて没した。

⑦ 刪定官。

ここで刪定官というのは、格式の刪定にたずさわった官吏のことで、特定の官職の名ではない。

⑧ 袁智弘。

伝は詳らかでない。

⑨ 計帳式。

計帳に関する細則。計帳については、訳注旧唐書刑法志(四)、一三九頁、注⑩参照。

⑩ 勾帳式。

未詳。

⑫ 垂拱以後。

原文には「垂拱已後」とあるが、通典(卷一六五)には「垂拱以前」とある。

⑬ 旧来の式とあわせて二十卷とした。⑭ 新格二卷。⑮

垂拱留司格。

旧唐書経籍志には、「垂拱式二十卷、垂拱格二卷、垂拱留

司格六卷、裴居道撰」とあるが、新唐書藝文志には「垂拱式二十卷、散頒格三卷、又格十卷、新格二卷、留司格六卷」と見える。

⑮ 咸陽県尉。

咸陽県は今の陝西省西安府の地。県の尉は令、丞、主簿の下にあって、県の諸司の事務を掌った。

⑯ 王守慎。

垂拱(685—688)年間に監察御史となった。そのとき羅織のことが起り、舅の秋官侍郎張知默は詔獄を掌っていたが、守慎をこれに参与させることを奏請した。然し守慎は疾を理由に辞退し、僧たらんことを則天武后に願ひ出て許され、往成という号をたまわった。

⑰ この時、韋方質は法理に精通しており、……また事務処理の才能があった。

⑱ 律令。

原文には「時韋方質、詳練法理、又委其事、及咸陽尉王守慎、又有經理之才」とあるが、唐会要(卷三九)・冊府元龜(卷六一二)には、「時韋方質、詳練法理、又委其事于咸陽尉王守慎、又有經理之才」(但し冊府元龜には「縣」の字がなく、また「經治之才」に作っている)とあって、刑法志原文の「及」の字を「于」に作っている。これによれば、「このとき韋方質は法理に精通しており、その上、格式改定のことを、事務処理の才能のある咸陽尉の王守慎に委ねた」という意味になる。

いま訳文は刑法志原文に従ったが、おそらくは唐会要・冊府元龜に従うべきであろう。

原文には「律令」とあるが、唐会要(卷三九)・通典(卷一六五)には「令」の字がない。

然則天嚴於用刑、屬徐敬業作亂、及豫博兵起之後、恐人心動搖、欲以威制天下、漸引酷吏、務令深文以案刑獄、長壽年、有上封事、言嶺表流人、有陰謀逆者、乃遣司刑評事萬國俊、撰監察御史、就案之、若得反狀斬決、國俊至廣州、遍召流人、擁之水曲、以次加戮、三百餘人、一時併命、然後鍛鍊、曲成反狀、乃更誣奏云、諸道流人、忽有怨望、若不推究、爲變不遙、則天深然其言、又命攝監察御史劉光業、劉德壽、鮑思恭、王大貞、屈貞筠等、分往劔南黔中安南嶺南等六道、按鞠流人、光業所在殺戮、光業誅九百

人、德壽誅七百人、其餘少者、不減數百人、亦在雜犯及遠年流人、亦枉及禍焉、

校 (一)在。百衲本には「有」に作る。

然しながら則天武后は、刑罰を用いることが厳しい人であった上に、時あたかも徐敬業が乱をおこし、^①また豫州や博州の地に兵乱が生じた直後のことであつたので、人心の動揺を恐れて、威力をもって天下を制圧しようと考え、次第に酷吏を用いて、法をきびしく適用して裁判を行なわせるようにさせた。^②長寿年間^③に上書して、嶺表の地の流罪者らが、ひそかに反逆をたくらんでいるという者があつた。そこで、司刑評事の万国俊^④に監察御史^⑤を撰せしめて、現地に出向いて取調べさせ、もし反逆の事実をつかめば、その場で斬刑に処することにした。国俊は広州につくと、あまねく流罪者を寄せ集め、これを川の流れの曲に閉じこめて、つぎつぎと誅戮を加え、三百余人を一時にみな殺しにした。そのあとで、あれこれと手を加えて、反逆の罪状を捏造した。そこでさらに事実を曲げて上奏して次のようにいった。「諸道に配流されている罪人どもは、とみに不満をいだいている。もし十分調べあげておかないと、遠からざるうちに反乱をおこすであろう」と。則天武后はその言を甚だもつともだとした。それでまた、撰監察御史の劉光業^⑥・劉德壽^⑦・鮑思恭^⑧・王大貞^⑨・屈貞筠^⑩らに命じて、それぞれ劔南^⑪・黔中^⑫・安南^⑬・嶺南^⑭などの六道に分れて行かせ、流罪者を取調べさせた。劉光業は到るところで殺戮を行なつた。劉光業が誅殺した者は九百人、^⑮德壽が誅殺した者は七百人、^⑯そのほか誅殺することの少ない者でも数百人を下らなかつた。また則天武后に対する謀反以外のさまざまな罪を犯して流罪となつた者や、則天以前からの流罪者で、無実の罪をきせられて誅殺の禍を受けた者もあつた。

注

① 徐敬業が乱をおこし。

徐敬業は李勣りきせきの孫、曹州離狐の人。李勣の本姓は徐氏であったが、高宗に姓李氏をたまわった。敬業は眉州刺史に任ぜられたが、中宗の嗣聖元年(682)に賊に坐して柳州司馬に貶せられた。このとき則天武后は、中宗を廃して廬陵王となし、睿宗を擁して権勢をほしいままにしていたので、敬業は不平の徒を集め、廬陵王の復位を名として揚州に乱を起し、一時、揚・潤・楚の三州に威を振ったが、のち敗れて部将の手によって殺された(685)。

② 豫州や博州の地に兵乱が生じた。

則天武后はみずから唐に代って天子たらんことを欲していたが、高宗の崩じたのち、唐の宗室を滅ぼすことを謀った。このため高祖や太宗の諸子孫は、虢々として安んずることができず、ついに垂拱四年(688)八月、豫州刺史越王貞(太宗の子)が兵を起し、博州刺史瑯邪王沖(越王貞の子)がこれに応じた。然し僅か七日にして敗れ、誅せられた。その余の諸王もあるいは自殺し、あるいは誅に伏し、宗室およびその親党の誅される者数百家に及んだ。

③ 酷吏。

嚴刑峻法をもって罪人にのぞむ官吏。

④ 長寿年間。

唐会要(卷四一)は長寿元年(699)のこととし、通鑑(卷二

〇五)は長寿二年としている。

⑤ 嶺表。

今の広東・広西の地。

⑥ 司刑評事。

大理寺に属する官。漢の廷尉平に由来する官で、隋のとき大理評事と改められ、唐はこれによった。司刑の称は、光宅元年(684)に大理寺が司刑寺に改められたことによる。

⑦ 万国俊。

洛陽の人。垂拱(685—688)以後、来俊臣とともに羅織経を作り、唐の宗室や高官を誅殺して威勢を張った。天授二年(692)に右台(御史台)監察御史を撰し、ついで肅政台(御史台)侍御史に拔擢せられたが、間もなく没した。

⑧ 監察御史。

御史台に属する官で、朝廷において内外百官の糾察・祭祀・軍事・出使などの監察を掌るとともに、州県におもむいてこれら諸事の監察にもあたった。その起原は晉の檢校御史にあり、隋はこれを監察御史と改め、唐はこれによった。

⑨ 広州。

今の広東省番禺県の地。

⑩ 諸道。

ここで「諸道」というのは、刑法志下文に見える劍南・黔中・安南・嶺南等の六道をさすのであろう。

⑪ 劉光業。

伝は詳らかでない。旧唐書万国俊伝には、「右衛翊二府兵曹參軍劉光業」とある。

⑫ 劉德壽。

伝は詳らかでない。刑法志後文には「王德壽」の名が見え、旧唐書万国俊伝・唐会要(卷四一)も「王德壽」に作り、通鑑(卷二〇五)には「司刑評事王德壽」とある。

⑬ 鮑思恭。

伝は詳らかでない。旧唐書万国俊伝および通鑑(卷二〇五)には、「苑南面監丞鮑思恭」とある。

⑭ 王大貞。

伝は詳らかでない。旧唐書万国俊伝および通鑑(卷二〇五)には、「尚輦直長王大貞」とある。また刑法志後文および唐会要(卷四一)には「王處貞」に作る。

⑮ 屈貞筠。

伝は詳らかでない。旧唐書万国俊伝には、「右武衛兵曹參軍屈貞筠」とあり、通鑑(卷二〇五)には「右武威衛兵曹參軍屈貞筠」とある。

⑯ 劔南。

今の四川省の大部分と、雲南省・甘肅省の一部を含む地方。その治所は成都にあった。

⑰ 黔中。

黔中郡の地方、郡の治所は今の四川省彭水県にあった。

訳注 旧唐書刑法志 四

⑱ 安南。

今の北ベトナムの地。

⑲ 嶺南。

今の広東・広西両省の地。その治所は広州にあった。

⑳ 六道。

唐は太宗の貞観元年(627)に、天下を関内・河南・河東・河北・山南・隴右・淮南・江南・劍南・嶺南の十道に分け、のち玄宗の開元二十一年(733)に、京畿・都畿・関内・河南・河東・河北・隴右・山南東・山南西・劍南・淮南・江南東・江南西・黔中・嶺南の十五道に分けた。ここに見える六道の中、黔中が道になったのは開元の時である。また安南は、唐初以来独立の道となったことはない。従ってここにいう六道は、厳密な意味での行政区画をさすのではなく、単に六つの地方というほどの意味であろう。

㉑ 九百人。

旧唐書万国俊伝・通鑑(卷二〇五)には「七百人」に作っている。

㉒ 七百人。

旧唐書万国俊伝・通鑑(卷二〇五)には「五百人」に作っている。

㉓ 数百人。

旧唐書万国俊伝は「咸五百人」に、通鑑(卷二〇五)は「百人」に作っている。

②④ 則天以前の流罪者。

旧唐書万国俊伝には、「亦有遠年流人、非革命時犯罪、亦

同殺之」とある。また通鑑(卷二〇五)には、「其遠年雜犯流人、亦與之俱斃」としている。

時周興來俊臣等、相次受制、推究大獄、乃於都城麗景門内、別置推事使院、時人謂之新開獄、俊臣又與侍御史侯思止、王弘義、郭霸、李敬仁、評事康暉、衛遂忠等、招集告事數百人、共爲羅織、以陷良善、前後枉遭殺害者、不可勝數、又造告密羅織經一卷、其意旨皆網羅前人、織成反狀、

當時、周興^①と來俊臣^②らは、相ついで則天武后の詔を受けて、大獄の審理にあたった。そこで、洛陽城の麗景門内^③に、別に推事使院^④を設けた。世人はこれを「新開の獄^⑤」と呼んだ。俊臣は、また侍御史の侯思止^⑦、王弘義^⑧、郭霸^⑨、李敬仁^⑩、司刑評事の康暉^⑪、衛遂忠^⑫らとともに、もっぱら人の罪状を告げることが仕事とする者数百人を呼び集め、相ともに羅織をなして、善良な人々を罪におとしいれた。前後を通じて、罪がないのに殺害にあった者は、数えきれないほどであった。また告密羅織經一卷を作ったが^⑬、その趣旨は、すべて、めざす相手を網羅にかけ、反逆の罪状を織り成すことにあった。

注

① 周興。

雍州長安の人。初め尚書省都事となり、司刑少卿、秋官尚書に累遷し、垂拱以後、しばしば詔獄を掌り、その害を蒙

った者数千人といわれる。天授元年(690)、尚書左丞に任ぜられたが、二年、謀反の疑いを受けて、丘神勣とともに獄に下り嶺南に流されたが、途中、怨をいだく者のために殺された。

② 来俊臣。

雍州万年の人。天授元年(690)に侍御史に累遷し、二年に左台御史中丞に抜擢せられ、刑法志本文に見えるように、多数の人を罪におとしめ、則天武后の恐怖政治を推進する主役となった。然し、のち則天武后の神功元年(697)に、謀反のかどで詔によって西市で斬られた。年四十七。

③ 麗景門。

洛陽城の西面の二門の一で、南にあるのを麗景門といい、北にあるのを宣耀門といった。また旧唐書来俊臣伝には、「王弘義、戯れて麗景門を謂ひて例竟門となす、此の門に入る者は、例としてみな竟るを言へるなり」とある。

④ 推事使院。

旧唐書来俊臣伝は「推事院」としている。推事とは犯罪事実を推究すること。なお唐会要(卷四一)は、この推事院の作られたのを、載初元年(690)九月のこととしている。

⑤ 新開の獄。

新たに設けられた制獄(詔獄)の意。

⑥ 侍御史。

百官を糾察し、獄訟を推鞠することを任とした。旧唐書侯思止伝には左台侍御史となっている。則天武后の光宅元年(684)に、御史台を改めて左肅政台となし、さらに右肅政台を増置した。左台侍御史とは、左肅政台侍御史のことである。

ある。

⑦ 侯思止。

雍州醴泉の人。周興の推挙によって遊撃將軍となり、則天武后の天授(690—692)年間に左台侍御史に遷ったが、のち宰相李昭徳のために笞殺せられた。

⑧ 王弘義。

冀州衡水の人。則天武后の天授年間に右台殿中侍御史となり、長寿(691—693)年間に左台侍御史となった。のち則天武后の延載元年(694)に、侍御史の胡元礼に杖殺せられた。

⑨ 郭羈。

廬江の人。則天武后の天授二年(691)に左台監察御史、如意元年(692)に左台殿中侍御史、長寿二年(693)に右台侍御史となった。のち、かつて拷問を加えて殺した者のために苦しめられて自殺したという。

なお新唐書刑法志および酷吏伝には、「郭弘羈」に作っている。

⑩ 李敬仁。 ⑪ 康暉。 ⑫ 衛遂忠。

いずれも伝は詳らかでない。

⑬ 告密羅織經一卷を作った。

旧唐書(卷一八六)来俊臣伝には、「俊臣、その黨朱南山の輩と告密羅織經一卷を作る」とあり、通鑑(卷二〇三)には、「俊臣は司刑評事洛陽の萬國俊と、共に羅織經數千言を撰す」とある。

俊臣每鞫囚、無問輕重、多以醋灌鼻、禁地牢中、或盛之于瓮、以火圍遶炙之、兼絕其糧餉、至有抽衣絮以噉之者、其所作大枷、凡有十號、一曰定百脉、二曰喘不得、三曰突地吼、四曰著即承、五曰失魂膽、六曰實同反、七曰反是實、八曰死猪愁、九曰求即死、十曰求破家、又令寢處糞穢、備諸苦毒、每有制書寬宥囚徒、俊臣必先遣獄卒、盡殺重罪、然後宣示、是時海內慴懼、道路以目、

来俊臣は、いつでも囚人の取調べをするとき、罪の軽重にかゝわりなく、往々にして、酢を鼻に注ぎ入れたり、地中の牢に閉じこめたり、あるいは囚人を甕かめの中に入れて、そのまわりに火をたいてこれをあぶったりし、なおその上に、食物をあたえなかつた。そのため囚人のうちには着物の絮わたを引き出して食べる者さえ出るようになった。また彼が作った大きな枷くびかせには、およそ十の名称があつた。一には「定百脉」^①、二には「喘不得」^②、三には「突地吼」^③、四には「著即承」^④、五には「失魂胆」^⑤、六には「実同反」^⑥、七には「反是实」^⑦、八には「死猪愁」^⑧、九には「求即死」^⑨、十には「求破家」^⑩といった。また、囚人の寝おきする所を糞まみれにし、いろいろな苦痛をあたえるようにした。また、囚人に対する刑の減免の詔書が出されるごとに、俊臣は必ずまず獄卒に重罪の者をことごとく殺させておいて、その後で詔書を宣示するようにした。

そのためこの当時、天下の民は恐れおののいて、道で会つてもたがいに目だけで合図あいずをするありさまであつた。

(未完)

注

① 「定百脉」。

全身の血のめぐりを止める意。

② 「喘不得」。

息もたえだえになる意。

③ 「突地吼」。

地面にからだを打ちつけて大声でわめき散らす意。

④ 「著即承」。

枷をつけると直ちに罪状を承服する意。

⑤ 「失魂胆」。

魂胆（きも）を失い、気が転倒する意。

⑥ 「實同反」。

「實に反に同ず」ということで、反逆に加担したことを事實として認める意。

⑦ 「反是實」。

「反は是れ實」ということで、みずから首謀者となって、反逆したことを事実として認める意。

⑧ 「死猪愁」。

断末魔の豚の苦しみの意。

⑨ 「求即死」。

このような苦しみにあうよりは、ひとおもいに自分を殺してくれと求める意。

⑩ 「求破家」。

このような苦しみにあうよりは、家族とともにみな殺しにしてくれと求める意。